



資料編

資料編

1 国東市子ども・子育て会議委員名簿

区分		氏名	所属団体等
子どもの保護者		吉良 かなえ	私立保育所保護者代表（伊美保育所）
		井上 理恵	公立保育所保護者代表（武溪保育所）
		川嶋 知佳	私立子ども園保護者代表（南部こども園）
		田中 奈穂子	幼稚園保護者代表（安岐中央幼稚園）
子どもの教育・保育に関する事業に従事する者		岩光 一郎	公立幼稚園代表（安岐幼稚園）
		古原 正昭	私立こども園代表（安岐中央こども園）
		猪俣 優	公立保育所代表（熊毛保育所）
		箕迫 一成	放課後児童クラブ代表
地域において子育てを支援する者	会長	臺 隆道 R1.11.30 迄 大上 文紘 R1.12.1 ~	民生委員・児童委員連合会
		大谷 恵子	母親クラブ
	副会長	高木 美恵子	ファミリーサポートまかせて会員
		寺岡 剛	くにさき手をつなぐ親の会
	竹田津 智子	P T A 連合会（武蔵西小学校 P T A 副会長）	

（任期：平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）



2 国東市子ども・子育て会議規則

平成 25 年 11 月 1 日

規則第 31 号

(目的)

第 1 条 この規則は、国東市附属機関設置条例(平成 19 年国東市条例第 2 号)の規定に基づき、国東市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 事業計画の策定に関する事項
- (2) その他事業計画の策定及び進行管理に関して必要な事項

(会議の組織)

第 3 条 会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子どもの教育、保育に関する事業に従事する者
- (3) 地域において子育ての支援をする者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

2 補欠により指名された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、これを主宰する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 会議の事務局は福祉課子育て支援係に置き、その庶務を処理する。

(平 26 規則 11・一部改正)

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。



(経過措置)

2 この規則の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

附 則(平成26年3月14日規則第11号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

3 幼稚園、小学校、中学校の状況

幼稚園		定員(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総数			127	97	73	54	36
公立	竹田津幼稚園	70	5	1	0	0	0
	国見中央幼稚園	35	9	3	0	6	5
	熊毛幼稚園	70	1	2	2	0	0
	富来幼稚園	105	18	14	11	9	7
	旭日幼稚園	70	3	0	0	0	廃園
	安岐中央幼稚園	105	51	40	20	19	14
	安岐幼稚園	105	40	37	31	20	10

資料:学校教育課(各年度5月1日現在)

小学校・中学校		小学校			中学校		
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数	
平成27年度	11	74	1,207	4	28	668	
平成28年度	11	71	1,167	4	26	630	
平成29年度	11	72	1,114	4	26	604	
平成30年度	11	72	1,112	4	25	596	
令和元年度	11	69	1,100	4	22	556	

資料:学校教育課(各年度5月1日現在)

4 子育てサービスの状況

現在実施している主な子育てサービスは、以下の通りです。

一時預かり		
	施設名	利用日時、時間等
1	竹田津保育所	実施保育所の開所日に準ずる 月7日以内
2	熊毛保育所	
3	オレンジ保育所	
4	武溪保育所	
5	安岐保育所	
6	富来こども園	私立保育園の自主事業
7	国東こども園	〃
8	南部こども園	〃
9	むさしこども園	〃
10	安岐中央こども園	〃

2019(平成31)年4月1日現在

病児病後児保育		
	施設名	利用日時、時間等
1	すくすくルーム(市民病院内)	日曜・祝日・8/13～8/15、年末年始を除く 8:00～18:00

2019(平成31)年4月1日現在

休日保育		
	施設名	利用日時、時間等
1	すこやかクラブ鈴鳴荘	年末年始を除く 8:00～18:00

2019(平成31)年4月1日現在

延長保育		
	施設名	利用日時、時間等
1	竹田津保育所	実施保育所の開所日に準ずる 18:00～19:00
2	熊毛保育所	
3	オレンジ保育所	
4	武溪保育所	
5	安岐保育所	
6	富来こども園	実施保育所の開所日に準ずる 18:10～19:00
7	国東こども園	実施保育所の開所日に準ずる 18:00～20:00
8	南部こども園	実施保育所の開所日に準ずる 18:00～19:00
9	むさしこども園	実施保育所の開所日に準ずる 18:30～19:00
10	安岐中央こども園	実施保育所の開所日に準ずる 18:00～19:00
11	すこやかクラブ鈴鳴荘	実施保育所の開所日に準ずる 18:30～19:00

2019(平成31)年4月1日現在

児童館		
	施設名	利用日時、時間等
1	武蔵児童館	平日 8:30～17:00 (休館日)日曜、祝日、年末年始、土曜日(第1土曜日除く)

2019(平成31)年4月1日現在

ファミリー・サポート・センター		
	施設名	相談日時、時間等
1	市役所福祉課内	月曜日～金曜日8:30～17:00(市役所開庁日)

2019(平成31)年4月1日現在

地域の子育て支援施設		
	施設名	利用日時、時間等
1	国見地域子育て支援センター 「ピノキオルーム」	月曜日～金曜日 9:30～14:30 国見保健福祉センター内
2	国東地域子育て支援センター 「さくらんぼ」	月曜日～金曜日 9:00～14:00 南部こども園内
3	武蔵地域子育て支援センター 「む・さ・し」	月曜日～金曜日 10:00～15:00すこやか館内 火曜日、木曜日 10:00～11:30武蔵保健福祉センター内
4	安岐地域子育て支援センター 「ひまわり」	月曜日、金曜日 9:30～12:30 15:00～17:00 安岐保育所 火曜日～木曜日 9:30～14:30 安岐児童館内

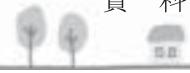
2019(平成31)年4月1日現在

放課後児童クラブ		
	施設名	小学校区名
1	竹田津放課後児童クラブ	竹田津小学校
2	伊美放課後児童クラブ	伊美小学校
3	熊毛放課後児童クラブ	熊毛小学校
4	富来放課後児童クラブ	富来小学校
5	小原放課後児童クラブ	小原小学校
6	国東元気クラブ	国東小学校
7	国東YY学童クラブ	〃
8	旭日児童クラブ	旭日小学校
9	なかよし児童クラブ	武蔵東小学校
10	武溪児童クラブ	武蔵西小学校
11	かえで児童クラブ	安岐小学校
12	いつき児童クラブ	〃
13	安岐中央放課後児童クラブ	安岐中央小学校

2019(平成31)年4月1日現在

母親クラブ			
	施設名	会員数	事業内容
1	玄源元気な子育てクラブ	30	児童の健全な育成を図るため、母親が地域の方々と積極的に健全育成活動を図るものです。 地域の児童福祉の向上のために活動しています。

2019(平成31)年4月1日現在



5 子ども・子育て支援制度用語定義・他用語集

あ行

【医療的ケア】

一般的に「日常生活を送る上で必要とされる衛生管理に関する医行為(医療行為)」とされ、障害や疾患等により低下した身体機能を、医療機器等を用いて補助すること。

【医療的ケア児】

医療的ケアが必要な子どもを指します。たんの吸引や人工呼吸器の使用、経管栄養などといった医療的援助を日常的に必要とする子どものこと。2016年に改正された児童福祉法によって定義されました。

か行

【学習障がい(LD)】

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しく困難を示すさまざまな障がいを指す。平成17年度から施行された発達障害者支援法により発達障がいとして定義され、総合的な支援が進められている。

【家庭的保育事業】

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。

【教育・保育施設】

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所。

【高機能自閉症】

自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

【子育て】

教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる子どもに対する活動。

【子育て世代包括支援センター】

安心安全な妊娠・出産・子育てができるように、子育てに関するさまざまな相談を受け付け、切れ目のない支援を行う。

【子育て短期支援事業】

・ショートステイ

保護者が疾病、出産、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合、その児童を児童養護施設で短期的に預かる事業

・トワイライトステイ

保護者が仕事等の理由により恒常的に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うサービス。

【子ども・子育て会議】

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。

【子ども・子育て支援】

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）。

【子ども子育て関連3法】

- ①「子ども・子育て支援法」。
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）。
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）。

【コーホート変化率法】

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。



さ 行

【事業所内保育施設】

事業所内の施設等において、主に自社の従業員の子どもを預かる保育事業施設。

【施設型給付】

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。

【市町村子ども・子育て支援事業】

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が策定することになる。（法第61条）。

【児童館】

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された屋内型の児童厚生施設で、小型児童館、児童センター、大型児童館A型・B型・C型及びその他の児童館の6つに大別することができる。

【小規模保育事業】

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業のこと。

【食育】

食品の安全性への不信感や、生活習慣病の増加などを背景に、食材や食習慣、食文化、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康を育むこと。

【スクールカウンセラー】

いじめや不登校などの心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために小・中学校・高校に配置された、臨床心理士、精神科医、大学教授などカウンセリングの専門家のことで、主に配置された学校の児童生徒、教職員及び保護者からの相談を担当する。

た 行

【地域型保育給付】

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。

【地域子育て支援拠点事業】

主に保育園等に入園していない児童と保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行う。

【注意欠陥・多動性障がい（ADHD）】

児童期に発生し、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力または衝動性・多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすなどの特徴がみられる。

【特定教育・保育施設】

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

【特別支援学校】

障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。盲学校（もうがっこう）、聾学校（ろうがっこう）、養護学校（ようごがっこう）は、2007（平成19）年4月1日より、学校教育法上では「特別支援学校」と称されるようになった。

な 行

【認可外保育施設】

保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの（保育事業の実施には県知事への届出が義務づけられている）。



【認可保育所】

国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、県知事に認可を受けているもの。

【認定こども園】

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）。認定こども園は、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設。

は 行

【発達障がい】

先天的な脳の機能障がいとして生じるもので、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）などが含まれる。

【病児・病後児保育】

病気にかかっている子ども、あるいは、病気が回復期にある子どもを保育する事業。

【ひとり親家庭医療費助成】

ひとり親家庭の親及びその子が18歳に達する年度末までの児童並びに父母のいない児童に対して医療費の本人負担分を助成する制度。

【ファミリー・サポート・センター】

地域において子育ての援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、子育てについて助け合う会員組織。

【保育所】

児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して、保育を行う施設。（児童福祉法39条）。

【放課後チャレンジ教室】

地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取り組み。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できる。

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の子どもに対し、指導員の下、生活の場を提供するもの。

や 行**【幼稚園】**

学校教育法に定める、3～5歳児に対して義務教育及びその後の教育の基礎を培う幼稚園教育を行う施設。（学校教育法第22条）

【幼稚園の預かり保育】

登園時間前や降園時間後、夏季休業等の長期休業時に、幼稚園で子どもを預かる事業。

ら 行**【療育】**

障がいのある子どもの障がいを軽減し、自立して生活するために必要となる能力が得られるよう、治療・訓練と社会生活に必要な生活知識や技術等の教育・指導をあわせて行うこと。

わ 行**【ワーク・ライフ・バランス】**

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。